





**ご用心!!**

**悪質業者が、介護保険を口実に  
高齢者を狙っています。**

**悪質な勧誘をする業者には気をつけましょう！**

「市の紹介で家屋の点検を」あるいは「市の登録業者ですが」さらには「介護保険や市の助成制度を使えば負担なしで改修ができる」などと、**うその説明**をしてその場で契約を迫る場合があります。必要のない場合は、はっきりと断ることが大切。**決してその場で契約してはいけません。**

また、1社の見積りだけで契約しないで、業者を客観的に比較することが大事です。必ず**複数の業者**から見積りを取りましょう。

**契約後でも、解除や取り消しができる場合があります。**

- 訪問販売や電話勧誘による契約は、8日間以内ならクーリング・オフ（無条件解除）ができます。
- うその説明や断っているのにしつこく勧誘され、契約した場合などには、取り消すことが可能です。

※ 工事に着手してしまうと手続きが煩雑になります。契約は慎重にしましょう。

＜契約などのトラブルがおこった場合の相談窓口＞

千葉県消費生活センター TEL：207-3000